抜粋

令和2年4月1日
国住指第4658号

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）

前文省略

第１　防火・避難規定の合理化

（**1**） 窓その他の開口部を有しない居室の範囲の合理化（令第 111 条第 1 項関係） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 35 条の 3 の規制対象とな る窓その他の開口部を有しない居室（以下「無窓居室」という。）から、避難階又は避難階 の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であって、当該居室の床面積、当該居室の各部 分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に関し避難 上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除くこととした。 当該基準の具体的内容については、「主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難 上支障がない居室の基準を定める件（令和２年国土交通省告示第 249 号）」に定めており、 当該無窓居室を有する建築物への警報設備（自動火災報知設備に限る。）の設置及び当該無 窓居室の規模又は避難距離の制限を条件としている。 なお、今回は建築物の火災時の安全性確保の観点で法第 35 条の 3 の規制の合理化を図る ものであり、採光規定（法第 28 条第 1 項及び令第 19 条関係）等、窓その他の開口部の面積 と関係する他の規定の見直しを併せて行うものではないため、例えば、法第 28 条第 1 項に 基づき居室に採光のための窓を設ける必要がある場合にあっては、従来通り採光のための窓 を設ける必要がある点に留意されたい。当該規定の適用にあたっては、「採光のための開口 部を設けることを要しない居室について（平成７年５月 25 日付け建設省住指発第 153 号）」 を参考にされたい。

（2）～（8）　省略

第2　省略